

日本中世における水辺の環境と生業

— 河川と湖沼の漁撈から —

橋 本 道 範

【要約】 中世における日本列島の生業のあり方を考えるためには、陸域と水域とが不定期に可逆的に推移する水辺エコトーンという環境を視野に入れる必要がある。これまでの漁業史研究ではさして注目されていないが、流動する河川や水位が変動する湖沼という水域の周辺には水辺エコトーンが広がっており、「河原」、「河辺」、「浜際」などと認識されていた。そこでは網野善彦氏が主張する「海民」による特権的な漁撈は貫徹しておらず、地頭・御家人層や荘官層から荘園の住人等まで様々な階層による異質な漁撈が競合しつつも併存していた。特に注目されるのは、「河原」や「河辺」での「一日のうち」の漁撈、つまりその日の生活のための小規模で素朴な漁撈が行なわれていたことである。こうした水辺エコトーンでの漁撈は市場と結びついていた。慢性的な飢饉状態のなかでも魚鳥類は売買されており、小規模で素朴な漁撈もまた市場を前提としていた可能性がある。

史林 九二巻一号 二〇〇九年一月

はじめに

本稿の目的は、自然環境要因を組み込んだ生業論を構築するために、日本中世の水辺という環境に注目して、そこでの漁撈の実態を明らかにすることにある。

いわゆる戦後歴史学について川北稔氏は、「一 国史観・進歩史観（それに関連して発展段階論）・ヨーロッパ中心史観・生産重視・農村偏重などの傾向」をその欠陥として挙げているが、さらに自然環境要因の著しい軽視もしくは無視を付け加

えることができる。^②しかし、環境問題が人類共通の課題として提起され、戦後歴史学が依拠してきた進歩史観そのものが揺らぐとしていいるいま、歴史学の議論のなかに自然環境要因を内在化させることは避けて通れない課題となっている。そうした観点から本稿が目指するのは自然環境要因を視野に入れた生業論である。

例えば、春田直紀氏が生業を「自然のもつ多様な機能から労働・生活に役立つ価値をひきだす行為」と定義しているように、^③生業論は、それまでの社会的分業論では捉えきれなかった人間の自然への働きかけの全体構造を把握する議論として有効であり、なおかつ、変化する自然環境への人間の適応も併せて問題とできる点で今後の自然と人間の双方向的な関係史を議論する際の重要な核となりうる。^④特に、民俗学を専攻する安室知氏によって提起された複合生業論は、聞き取りによって記録には表れない生業まで把握する一方で、生業選択への市場の関与を正確にとらえている点で高く評価できる。^⑤歴史学の立場からは更に権力による編成と保障の問題も考慮しなければならないものの、自然環境の規定性のみを一方的に重視する環境決定論的な議論を克服するためには、生業の複合性のみならず柔軟性や選択性、戦略性をも視野に入れることができる複合生業論は極めて重要な視点である。

ところで、生業という観点から日本中世の自然と人間との関係を歴史学的にとらえようとするとき、網野善彦氏の非農業民論を避けて通ることはできない。^⑥網野氏は「山野河海」を田畠とは異質な「無縁の場」と捉え、そこにおける農業以外の生業の解明を精力的に推し進めた。網野氏の議論の根底には、原始以来の根源的自由を論じる無縁論があり、網野氏は、私有でも共有でもない「無所有」という自然との関わり方を軸に、私的所有の発展史ではない人類史を描こうとしたのであるが、^⑦その議論の一つの柱となったのが、水面を主たる生活の場とする人々を論じた海民論と琵琶湖などを対象とした中世漁業史研究であった。^⑧

ここで、本稿が直接の出発点としたのは、網野氏の議論だけでなく、それに対する保立道久氏との一連の論争、特に水面との関わり方の理解をめぐる大きな対立である。^⑨保立氏は、「人間労働の対象となる水辺の自然は一つの全体として

現れる」として、「土地」から「水」のみを抽象的に分離して問題としてはならないと網野氏を批判する。そして、中世的水面領有（テリトリ的な領有）を縁地の土地と切り離せないものとして莊園制的土地所有体系の中に位置付けた。それに対し網野氏は、「自由な通行と漁撈の特権」をもつ海民の水面との関わり方は、「河海そのものの独自のあり方」の上に立ったもので、土地の延長として水面をとらえようとする莊園・領主・百姓等のあり方とは質が異なると反論して譲ろうとはしなかった。

両者の論争は、水面との関わりのあり方を実証的に論じた点で高く評価できるものであるが、本稿が重要であると考えるのは、保立氏が、「棹立」（かしたて）という棹が立つ程度の水深の水域を取り上げ、「潮の満干に洗われる地先の磯・藻場・浅瀬・干潟や、水際・渚・浜などは陸と水面の接点として、人間の開発領有行為が最も及びやすい身近な水の世界」であったと述べている点である。この「陸と水面との接点」は、近年、陸域と水域との推移帯（エコトーン、以下「水辺エコトーン」とする）として重要視されるようになってきている環境である。水辺エコトーンは、生物の多様性に富んだ空間であり、佐野静代氏が明らかにしたように、人間にとって有用性の高い空間であった。^⑩しかし、網野氏も保立氏も、生業の舞台となった「水辺」や「地先」という環境そのものの自然的、歴史的特質を理解しようとする視点は乏しいといわざるを得ない。網野氏が強調する「河海そのものの独自のあり方」も十分に説明されているとはいいたいのである。では、日本中世の水辺エコトーンとはどのような環境として認識され、どのように生業が営まれていたのであろうか。また、それは生業の全体構造のなかにどのように位置付けられていたのであろうか。

水辺エコトーンという視点に立つて環境と生業に関わる研究史を紐解くとき、その対象が海面や海辺の漁業史研究に著しく偏り、内水面とその周辺を取り上げた論考はその重要性に比較して数少ないことに気付く。^⑪海水面と内水面は潟湖などを媒介に連続しており、分離して論ずることはできないのではあるが、基本的に急峻な山地からなる日本列島は、平地は小規模とはいえ河川密度が高く、大中小の河川が扇状地を形成しつつ乱流し、氾濫原をともなう沖積平野が形成されて

いる。網野氏が印象的に「中世まで日本列島は「水」だらけだった」と述べたように、そこにおいては、河川、湖沼、沼沢地や低湿地の広がりが大きな特色となっていた。そこで本稿では、こうした点を考慮し、どのような立地であっても自然の構成要素に必ず含まれる河川と湖沼を中心とする内水面の水辺エコトーンに焦点をあて、記録資料をもちいて、できるだけそこでの生業の実態に迫りたい。但し、内水面の水辺エコトーンで展開した多種多様な生業のすべてを取り上げることは困難であることから、複合的な生業のあり方を念頭におきつつも、本稿では中世前期の漁撈に絞って検討を加えることにしたい。また、池、溝、堀などの人工水系での漁撈、特に池と堀の漁撈は内水面の生業を考える上で極めて重要な論点となると考えるが、本稿では触れることができなかったことをあらかじめお断りしておきたい。

- ① 川北稔「歴史学はどこへ行くのか——二一世紀に向かって——」（『歴史学』創刊号、二〇〇〇年）。
- ② この点については、川北稔「自然環境と歴史学——トータル・ヒストリーを求めて——」（『岩波講座 世界歴史Ⅰ 世界史へのアプローチ』岩波書店、一九九八年）が参考となる。
- ③ 春田直紀「中世の海村と山村——生業村落論の試み——」（『日本史研究』三九二、一九九五年）。
- ④ 日本の歴史学における生業論の展開については、春田直紀「生業論の登場と歴史学——日本中世・近世史の場合——」（『生業から見る日本史——新しい歴史学の射程——』吉川弘文館、二〇〇八年）。
- ⑤ 安室知「水田をめぐる民俗学的研究——日本稲作の展開と構造——」（『慶友社』、一九九八年）、同「複合生業論」（『講座日本の民俗学第5巻 生業の民俗』雄山閣出版社、一九九七年）など。
- ⑥ 網野善彦「日本中世の非農業民と天皇」（『岩波書店』、一九八四年）。
- ⑦ 網野善彦『増補 無縁・公界・楽——日本中世の自由と平和——』（平凡社、一九八七年）など。
- ⑧ 網野善彦「漁撈と海産物の流通」（『中世民衆の生業と技術』東京大学出版会、二〇〇一年、初出は一九八五年）、同『日本中世都市の世界』（筑摩書房、一九九六年）など。
- ⑨ 保野道久「中世前期の漁業と庄園制——山野河海の漁民身分をめぐって——」（『歴史評論』三七六、一九八一年）。網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（前掲註⑥）。網野善彦「漁撈と海産物の流通」（前掲註⑧）。なお、この点については、春田直紀「漁場と漁村」（『日本中世史研究事典』東京堂出版、一九九五年）が整理している。
- ⑩ 国土庁大都市圏整備局ほか「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 本編」（国土庁大都市圏整備局ほか、一九九九年）など。なお、水辺エコトーン用語については、佐野静代「中近世の村落と水辺の環境史——景観・生業・資源管理」（吉川弘文館、二〇〇八年）を参考とした。
- ⑪ 佐野静代「琵琶湖岸内湖周辺地域における伝統的環境利用システムとその崩壊」（『地理学評論』七六一、二〇〇三年）、同「エコトーンとしての潟湖における伝統的生業活動と「コモンス」——近世・近代の八郎潟の生態系と生物資源の利用をめぐって——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一二三、二〇〇五年）ほか。いずれも『中近世の

村落と水辺の環境史(前掲註^⑩)に所収。

^⑫ 数少ない例外として、原田信男『中世村落の景観と生活』(思文閣出版、一九九九年)を挙げる事ができる。

^⑬ 高橋一樹『中世日本海沿岸地域の潟湖と荘園制支配』(『日本海域歴

史体系 第三卷 中世篇』(清文堂出版、二〇〇五年)。

^⑭ 『世界大百科事典21』(平凡社、一九八八年)「にほんれつとう」の式正英氏執筆部分を参考にした。

^⑮ 網野善彦『歴史と出会う』(洋泉社、二〇〇〇年)。

一 水辺の認識

本章においては、水辺エコトーンという環境での生業を論ずる前提として、中世前期において水辺エコトーンという環境がどのように認識され、把握されていたかについて確認しておきたい。そこで、史料に登場する水辺をめぐる三つの環境認識に注目する。

河川と湖沼の変動 最初に確認しておきたいのは、河川そのものの把握のされ方についてである。これまで河川については、国衙領であり、守護領として継承されたことが注目されているが、保立氏がこれに反論し、また、それまでに小山靖憲氏が指摘している通り、十一世紀後半頃より荘園が立券される際には耕地のみでなく、山野とともに「河」や「河原」も四至内に囲い込まれていた^⑬。

その上で、水辺エコトーンとの関係でまず注目しておきたいのは、荘園制における耕地把握と関わって史料に登場する河成(川成)である。一般的に中世前期までの河川は、河道が固定化された状態とは程遠く、複数の河道が流動するのが常態であったとしてよい。

表1の1は寛喜元年(一二三九)の山城国上野庄(上桂庄)の検注目録に記載された河成を抜き出して年表としてまとめたものである。これは桂川の事例であるが、建保四年(一二二六)以降の「河成」が控除されている。これによれば、十四年に六回というかなりの頻度で定期的な河道の流動が把握されている。しかも惣田数十六町半二十歩のうち二町八段九十歩、およそ田地の十八パーセントにも相当する河成が掌握されている点で注目しておきたい。

表1 「河成」認定の頻度

年	西暦	1 山城国上桂庄 (桂川)	2 備前国南北条村 (吉井川)
建保4年	1216	河成	
建保5年	1217	河になる	
建保6年	1218	河成	
承久元年	1219		
承久2年	1220		
承久3年	1221		
貞応元年	1222	□□	
貞応2年	1223		
元仁元年	1224		
嘉禄元年	1225		
嘉禄2年	1226	河成	
安貞元年	1227		
安貞2年	1228	□□	
寛喜元年	1229	【検注目録】	
～	～	～	～
～	～	～	～
年未詳			本河成
～	～	～	～
文永7年	1270		流
文永8年	1271		
文永9年	1272		
文永10年	1273		
文永11年	1274		
建治元年	1275		
建治2年	1276		
建治3年	1277		
弘安元年	1278		
弘安2年	1279		
弘安3年	1280		
弘安4年	1281		
弘安5年	1282		
弘安6年	1283		
弘安7年	1284		
弘安8年	1285		
弘安9年	1286		
弘安10年	1287		流
正応元年	1288		
正応2年	1289		
正応3年	1290		流
正応4年	1291		
正応5年	1292		
永仁元年	1293		
永仁2年	1294		
永仁3年	1295		
永仁4年	1296		
永仁5年	1297		
永仁6年	1298		
正安元年	1299		
正安2年	1300		
正安3年	1301		
乾元元年	1302		
嘉元元年	1303		
嘉元2年	1304		新流カ【内検】

また、表1の2は、嘉元二年（一三〇四）の備前国南北条村の堀田・畠田の内検目録から除分とされた河成を抜き出して年表としてまとめたものである。南北条村は、東大寺を再建した俊乗房重源の干拓によって生まれた村で、現吉井川下流の左岸に位置していた。この目録によれば、本河成のほか、文永七年（一二七〇）以降と恐らくは嘉元二年に新たに流路となった分の田地の税が控除されている。総田数四十二町八段二十五代のうち、除外されたのは八町三段十八代で、上桂庄と比べてこちらはおよそ二パーセントに過ぎないが、それでも三十四年に四回の新しい河成が認定されている。

この河成は、あくまで荘園領主によって河道と認定されたものであり、その周辺には水域と陸域との区別が曖昧な水辺エコトーンが広がっていたに違いない。しかも、水辺エコトーンは河道の流動によって常に再形成がなされていた筈であ

る。更に、ここで留意しておきたいのは、この河成が単純に一本の河道が流れを変えたことによつて発生したとは限らない点である。

鴨社（上賀茂神社）領安曇川御厨は近江国比叡庄と漁撈をめぐつて相論となり、貞永元年（一二三二）安曇川御厨勝訴の官宣旨が下されている。^⑧この漁撈紛争については、次章で検討することとしたいが、この紛争の中で比叡庄側が「件河建保之比、流^三比叡庄^二之条僅十余年」と主張しているように、紛争発生の契機が琵琶湖に流入する安曇川の河道の流動であった可能性は高い（後掲史料九・傍線e）。但し、この河川について安曇川御厨側が「彼河新古余流」と称しているように、本流と余流とは区別して認識されていた（傍線b）。しかも、「建保之比」というように、新しい河道の形成年も記憶されていたのである。これは、土地帳簿類に現れた、本河成と某年の河成が併存するような環境認識と同一の認識であったといえる。流動する河道を中心とする水辺エコトーンは荘園の四至のなかに、場合によつては積極的に、場合によつては否応なく、組み込まれていたのである。

そして、それはまた湖沼の場合も同様であつたといつてよい。保立氏が荘園の四至表示の「棹立」、つまり棹という船具が届く水深の範囲内である「渚の水域」の荘園制的土地所有形態について論じているように、湖沼においても水位が変動する水辺エコトーンの環境を取り込んで荘園が成立していた。^⑩例えば琵琶湖では、園城寺の東の四至が「東限海棹立」とあつて、湖辺の一定範囲を取り込んでいたことがわかる。^⑪では次に、変動する河川や湖沼の水辺エコトーンそのものはどのような環境として認識されていたのであろうか。

河原 河原は、市の立つ場としてなど、境界としての性格がこれまで社会史的な観点から関心を集めてきた。^⑫しかしながら、河原が河とともに荘園制的土地把握の枠の中に組み込まれたことは先に述べた通りである。^⑬『方丈記』に、「河原近ければ、水の難も深く」とあるように、河原が流動する水域と陸域の境界領域に位置していることは改めて説明するまでもない。この河原の成立について、高橋学氏は古代後半から中世初頭ににかけて、河床の低下により「完新世段丘Ⅱ面」と高

橋氏が呼ぶ段丘が形成され、その段丘涯の下の現氾濫原に洪水が集中し、現氾濫原は「河原」と認識されるようになったと述べている。^⑩

【史料一】

件用水者、源受_二美濃河余流_一、致_二耕作_一之處、依去年_{永仁}六七八兩月大洪水、切_二井堤_一、流_二通于大河庄内_一之間、作物等皆以成_二河原_一畢^⑪、

これは美濃国茜部庄の地頭代が、水害による損免を要求した重言上状の一部である。これにより茜部庄の用水が「美濃河」の「余流」より取水されていたことがわかるが、それが大洪水により大河が庄内を流れて作物等が皆「河原」になったというのである。一見すると新たな河道の発生に伴ってそれに沿った河原が形成されたようにも受け取れる。しかし、次の史料に着目したい。

【史料二】

右、件仏聖田者、行康知行十三町内也、而為_二塔内之_一房沙汰、於彼仏聖田、無_レ故依_二祝_一神木、然_レ然寺_一作之地上、近年為_二大洪水_一成_二河原_一之条炳然也、仍于_レ今仏聖負所米、令_二欠如_一者也^⑫、

これは大和国小東庄の事例である。延慶三年（一二二〇）、仏聖田の負所米について東大寺より神木による強制的な催促を受けた河井村住人一王次郎行康は、「近年為_二大洪水_一成_二河原_一之条炳然也」との弁明を行っている。ここではこれが事実かどうかではなく、「河原になる」ことによって不作となったという弁明がなされていること自体に注目したい。『日本国語大辞典』に、河原とは「川辺の水がかれて、砂、小石の多い平地。川沿いの平地」とあるように河原とは川沿いの地形を指す用語であるが、中世的な認識では、単に河に沿う水がかれた地帯を指すだけではなく、洪水によって砂地となった状態を指した可能性がある。このことを裏付けするのは、水野章二氏^⑬が取り上げた「白川原」の事例である。

【史料三】

一 大井川原片嶋一町巳白川原

一 兄国川原同嶋一町五段巳中五段桑嶋巳白川原

一 大川原嶋三町一反半巳中一反半桑嶋巳白川原

(中略)

右件田嶋、或崩失、或流失、或土高三三尺許置埋、或砂石流居、成_二白川原_一、永所損亡也^⑬、

これは、伊勢国大國庄で、保安二年(一一二二)八月二十五日の洪水によって流失したり、土砂で埋没したりした状況を注進したものである。河原に「片嶋」といわれる不安定耕地や桑嶋が営まれていたことがわかる点でも注目されているものであるが、それらが一部は河中に、一部は「白川原」となっている。この「白川原」は河原にのみ形成されたものではない。

十三世紀の『発心集』に掲載された武蔵国入間川の洪水に関わる説話は、「入間川のほとり」で築堤をしてその内側で生活を成り立たせている人物の説話である。^⑭ところが、その堤防が決壊し、「二三町ばかり白みわたりて、海の面とことならず」という状況となり、「三十余町白河原となりて、跡だになし」という状態となったとされている。これにより、「白河原」とは単に河原が沈水した跡の状態のみならず、耕地等も含めて洪水により沈水した跡の状態を指すことは明らかである。

このようにしてみると、河道に沿った地帯のみならず、水域の移動によって、一時的に水域になった跡の砂地の状態もまた河原と認識されていたとすることができる。『日葡辞書』の「川の流れに沿った乾いた所、あるいは、砂地」という説明は、築堤により河道の固定化が一般的となった十七世紀段階の状況を示したものと考えたい。

河辺 次に取り上げるのは、河辺である。伊勢国大國庄が「河辺」といわれているように、^⑮河川の辺(ほとり)は、「河辺」や「川辺」と表現されていた。

【史料四】

往古本田数三百丁^{云々}、雖然、或依^レ為^三阿賀川辺地、年来之間毎年^{（流カ）}□失了、或依^三旱損、為^三荒廢^①、

これは九条家領越後国白河庄の治承三年（一一七九）から建久七年（一一九六）までの作田数（損田数と得田数）の推移を注進した史料として注目されているものである。^②作田の減少は流失によるためと旱魃によるためであると主張されているが、その流失の要因は、「阿賀川辺地」であるためと認識されていた。阿賀川とは阿賀野川のこと、白河庄はその右岸に位置していたと思われる。

この川辺の地という環境認識を理解する上で参考となる史料がある。これも水野章二氏が取り上げている『今昔物語集』に収録された説話である。

【史料五】

今昔、美濃國ニ因幡河ト云大ナル河有リ。雨降^aテ水出ル時ニハ、量リ无ク出ル河也。然レバ其ノ河辺ニ住ム人ハ、水出ル時ニ登テ居ル料トテ、家ノ天井ヲ強ク造テ、板敷ノ様ニ固メテ置テ、水出レバ其ノ上ニ登テ、物ヲモシテ食ナドシテゾ有ナル。男ハ船ニモ乗リ、游ヲモ搔ナドシテ行ケドモ、幼キ者・女ナドヲバ其ノ天井ニ置テゾ有ケル。下衆ハ其ノ天井ヲバ□トゾ云ケル。

而ルニ、此テ^b卅年ニ成ヌ。其ノ因幡河、量无ク出タリケル時、其ノ天井ノ上ニ女ニ三人・童部四五人ヲ登セ置タリケル、家ノ水ノ宜キ時ニコソ、柱ノ根モ不浮デ立テリケレ、天井モ過テ遙ニ高ク水上ニケレバ、残ル家无、皆流レテ、多ノ人皆死ニケル中ニ、此ノ女・童部ノ登タル家ノ天井ハ、此ノ家共ノ中ニ強ク構タリケレバ、柱ハ不浮デ、屋ノ棟ト天井トノ限リ壞レ不亂シテ水ニ浮テ、船ノ様ニ流レテ行ケレバ、

（中略）

水ニ流レテ行ク間ニ、火ニ焼テ死ヌル、奇異ク難有キ事也」ト見療ケル程ニ、其ノ中ニ十四五歳許ナル童ノ、火ヲ離テ水ニ踊入テ流レテ行ケレバ、見ル者、「彼ノ童ノ、火、難ヲバ離ヌレドモ、遂ニ可生キ様无シ。彼ノ童人、遂ニ水ニ溺テ可死キ報コソハ有ラ

メ」ナド云ケル程ニ、童流テ行ケルニ、水ノ面ニ、草ヨリハ短クテ、青キ木ノ葉ノ有ルヲ手ニ障ケルマ、ニ引タリケレバ、其二被引テ不流リケルニ、此ノ引ヘタル木ノ葉ノ強ク思ケレバ、其ニ力ヲ得テ搜ケレバ、「木ノ枝也ケリ」ト思ヘケレバ、其ノ枝ヲ強ク引ヘテ有ル程ニ、其ノ河ハ出ルカトスレバ疾ク水落ル河ニテ、漸ク水ノ干ナルマ、ニ、此ノ引ヘタル木ノ只出来ニ出来ケレバ、枝ノ膀ノ出来タリケレバ、其ノ膀ニ直ク居テ、「水落畢ナバ、此レニ助カルベキ」ナムト思ケル程、日暮テ夜ニ成ニケレバ、ツ、暗ニシテ物モ不見ヘリケレバ、其ノ夜ハ明シテ、「水落シテコソハ木ヨリモ下リヌ」ト思テ、夜ノ遅ク明ルヲ、イツシカト待程ニ、夜明テ漸ク日出ラム程ニ、見下リシケレバ、目モ不及雲居ニ為タル心地ノシケレバ、「何ナル事ゾ」ト思ニ、吉ク見下セバ、遙ナル峯ノ上ヨリ深キ谷ニ傾テ生タル木ノ、枝无クテ十丈許ハ上タラムト見ユル木ノ、細キ小枝ノ有ルヲ引ヘテ居タル也ケリ。

美濃国の因幡川（長良川）は「雨降テ水出ル時ニハ、量リ無ク出ル河」であり（傍線a）、「出ルカトスレバ疾ク水落ル河」であつたと認識されている（傍線c）。これを「水害」という人間の側に立つた視点を外して考えれば、絶えず水域と陸域とが不定期的な時間間隔で、しかも急速に入れ替わる地帯といふことができるが、ここで重要なことは、「河辺」に住むとされた住人が（二重傍線部）、出水に備えてあらかじめ対策をとつてゐることである。先にみた『発心集』の事例も、「入間川のほとり」で築堤により生活を成り立たせていた小規模な領主の説話であつた。とすれば、「河辺」は無論河のほとりを意味する一般名詞ではあるが、洪水に覆われる可能性が常にある地帯は「河辺」と認識されていたとすることができるのではないだろうか。『日葡辞書』では、川辺とは「川べり」、川の辺とは「川の縁、または、川に沿つた低地」とされているのみである。しかし、そればかりではなく、河川の洪水で定期的に水域となる可能性がある地帯は広く「河辺」と認識されていた可能性を指摘しておきたい。

浜際 最後に取り上げたいのは、湖沼の水辺の環境である。湖沼の水辺は「浜辺」「浜際」などと認識されていた。

承暦三年（一〇七九）の某庄の立券文案に、「「「浜・河流末・湖辺生地之空閑年久間」とある。『湖辺生地』の具体的な環境は不明であるが、「空閑年久」とあることより、未開発の状態の水辺エコトーンのことを認識した表現ではない

だろうか。また、次のような史料もある。

【史料六】

日吉定、愛智御庄両方田地事、合肆百捌拾町式段陸拾歩、神主成房方式百拾玖町陸反、祢宜友永方式百陸拾町在耳、右件御庄沙汰、
 両方依相分、為停止向後之相論、所定置也、抑有久^{下方領主友}水之飯名^友之方、依本田増、於^a浜際^a荒廢者、所免募也、雖^b然於^c草薙
 菅菰漁捕之条者、互不可制止者、将来守此旨、可令沙汰^c状如件、^②

この史料は、近江国愛智庄が上方と下方の二人の莊園領主に分割された際の契状である。後に開発によって増加した田地の帰属をめぐって争った際に答申された明法勘文に引用されている。ここで注目したいのは、この契状のなかに「浜際荒廢」とあることである（傍線a）。際とは、現代語彙では接するところという意味が強いが、『日葡辞書』によれば水際とは「水のほとり」、浜際とは「浜辺」とあることから、空間的広がりをもった認識としてよからう。日吉社領愛智庄の詳細しい位置関係が不明で、しかも浜には「河浜」という用例もあり、必ずしも琵琶湖に面した浜とすることはできないが、ここでは琵琶湖もしくはその内湖の辺と考えるのが妥当と考えておきたい。^③

未開発の空閑地が広がる水辺エコトーンは、「海辺湖浜者、敢無^c地利益^c」といわれたように、耕地としての課税対象から除外されている場合ももちろんある。しかし、興福寺大乘院領であつた近江国豊浦庄の事例ですでに指摘したように、琵琶湖やその内湖に望む莊園では、その年の「海ノ水ノ引様」によって年貢を「損」として免ずるかどうかが決定されていた。^④つまり水辺エコトーンの特徴である年によつては水域に傾き、年によつては陸域に傾くことを前提として耕地が把握されたのである。

小括 以上、「河尻」など水辺エコトーンとして位置づけられるにもかかわらず検討できなかった環境もあるが、本章では、内水面の水辺エコトーンが「河原」、「河辺」、「浜際」などとして認識され、把握されていたことをみてきた。陸域と水域とが不定期な周期で可逆的に変移する水辺エコトーンは、「河原に成る」という表現をとってみても、「河辺」の認識のさ

れ方をとってみても、河道が固定化していく十七世紀以降の段階よりかなりの広がりを見せていた可能性が高い。水辺エコトーンという環境を組み込まなければ領域型荘園は成立し得なかったものであり、それらがすべて荘園制的土地所有体系の埒外におかれることはなかったと断言しておきたい。

- ① 石井進「中世国家史の研究」(岩波書店、一九七〇年)、網野善彦『日本中世非農業民と天皇』(前掲はじめに註⑥)、『漁撈と海産物の流通』(『中世民衆の生業と技術』東京大学出版会、二〇〇一年、初出は一九八五年)など。
- ② 保立道久「中世前期の漁業と庄園制——山野河海の漁民身分をめぐって——」(前掲はじめに註⑧)。なお、戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年)も参照のこと。
- ③ 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年)。「河」や「河原」が荘園に組み込まれた事例としては、遠江国賀侶庄(『平安遺文』五—二二九)や遠江国池田庄(『平安遺文』七—三五六九)の事例が挙げられている。
- ④ 中世の築堤の状況については、水野章二「中世の災害」(『日本災害史』吉川弘文館、二〇〇六年)が整理している。
- ⑤ 寛喜元年(一二二九)十一月二十五日、山城上野桂荘檢注帳、「東寺百合文書」(『鎌倉遺文』四四—五〇九一)。
- ⑥ 上桂庄の河道の変遷については、金田章裕「桂川の河道変遷と東寺領上桂荘」(『京都市歴史資料館紀要』一〇、一九九二年)、同「自然堤防上の村落」(『微地形と中世村落』(吉川弘文館、一九九三年)ほか参照。河成については、池田好信「山城国」(『講座日本荘園史7 近畿地方の荘園II』吉川弘文館、一九九三年)参照。
- ⑦ 嘉元二年(一一三〇四)、備前国南北条村内検目録、「京都大学所蔵東大寺文書」、『鎌倉遺文』二九—三〇七五。
- ⑧ 貞永元年(一二三三)六月三十日、官宣旨、「賀茂別雷神社文書」(『鎌倉遺文』六—四三三七)。
- ⑨ 保立道久「中世前期の漁業と庄園制——河海領有と漁民身分をめぐって——」(前掲はじめに註⑨)。
- ⑩ 湖沼の水辺エコトーンについては、琵琶湖を対象とした宮本真二・牧野厚史「琵琶湖の水位・汀線変動と人間活動——過去と現在をつなぐ視点——」(『地球環境』七一、二〇〇二年)参照。
- ⑪ 「蘭城寺縁起」(『圖書寮叢書』諸寺縁起二)。
- ⑫ 網野善彦「都市のできる場」(前掲はじめに註⑦)『増補 無縁・公界・楽』所収、初出は一九八一年)。
- ⑬ 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(前掲註③)。
- ⑭ 高橋学「古代後半—中世初頭における河原の出現」(『人間活動と環境変化』古今書院、二〇〇一年)、同「平野の環境考古学」(『古今書院、二〇〇三年』)ほか。
- ⑮ 正安元年(一二九)十一月二十六日、美濃国西部庄地頭代沙彌迎蓮重言上伏案、「東大寺文書」(『鎌倉遺文』二七—二〇三二)。
- ⑯ 延慶三年(一二三〇)十一月日、行康陳状、「東大寺文書」、『鎌倉遺文』三十一—二四二四。
- ⑰ 水野章二「中世の災害」(『日本災害史』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- ⑱ 保安二年(一二二)九月二十三日、伊勢国大國庄流失田畠注進状、

「東寺百合文書カ函八号」（『平安遺文』五一・一九三）。写真帳により一部改めた。

⑲ 『発心集』卷四第九話。

⑳ 年未詳十月二十一日、内膳正資清書状、「東寺百合文書と」、「平安遺文」五一・二〇九一。

㉑ 建久八年（一一九七）五月日、越後国白河庄作田注文案、「九条家文書」（『鎌倉遺文』十一・一八〇〇）。

㉒ 河合康「治承・寿永の内乱と地域社会」（『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出は一九九九年）。

㉓ 『今昔物語集』卷二十六第三。

㉔ 似たような事例として、『今昔物語集』第一九卷第二七を挙げることができる。

㉕ 承暦三年（一〇七九）三月十日、某荘立券文案、「宮内庁書陵部所

二 水辺の漁撈

次に、本章では、前章で取り上げた水辺エコトーンという環境での漁撈の実態を追究したい。はじめに中世の漁撈の特質について考察しておく。

1 中世漁撈の主体

最初に確認しておかなければならないことは、漁撈の主体の問題である。網野氏は、漁撈を行う主体として「海民」を設定した。海民とは、「湖沼河海を問わず水面を主たる生活の場とし、漁業・塩業・水運業・商業から掠奪にいたるまでの生業を、なお完全に分化させることなく担っていた人々」のことであり、「これらの生業を担っていた人々の生活・生産の様式は、本来、農民とははつきり異なっており、その世界はあくまでそれとして独自に取りあげられなくてはなる

蔵文書」、「平安遺文」三一・一六六。

㉖ 貞永二年（一二三三）四月日、明法勘文、「大安神社文書」、「鎌倉遺文」七・四四七五。

㉗ 久安三年（一一四七）五月日、山城国賀茂御祖社司等請文、「東大院文書・東大寺文書」、「平安遺文」六一・二六二八。元亨三年（一二三三）五月十二日、備前金岡東荘預所義幸・地頭代政綱和与状、「額安寺文書」、「鎌倉遺文」三七・二八四〇〇。

㉘ 平凡社地方資料センター『日本歴史地名大系』滋賀県の地名（平凡社、一九九一年）。

㉙ 久安三年（一一四七）十一月八日、官宣旨、「東南院文書」、「平安遺文」六一・二六三三など。

㉚ 橋本道範「中世における琵琶湖漁撈の実態とその歴史的意義」湖辺エコトーンを中心に」（『月刊地球』二六四、二〇〇一年）。

まい」というのが網野氏の見解である。そして、海民として浪人、職人（職能に即した特権を保証された自由民）、下人・所従、平民（百姓）の諸階層を指定するのである。こうした網野氏の海民理解でまず問題としたいのは、在地の領主層の漁撈はさほど重視していない点である。これまで、武士の狩猟については注目されてきたものの、武士の漁撈についてはほとんど注目されてこなかったのではないだろうか。しかし、中世の漁撈を考える上で、武士の漁撈は重要な位置を占めていた。

そのことを物語る格好の素材が再び『今昔物語集』である。十二世紀前半に成立した『今昔物語集』には、海人の漁撈など網野氏がいうところの「職人」的海民を示すと考えられる説話も収録されていないわけではないが、特徴的なのは武者の漁撈である。例えば、讃岐国多度郡の源大夫は、「心極テ猛クシテ、殺生ヲ以業ス。日夜朝暮ニ、山野ニ行テ鹿鳥ヲ狩リ、河海ニ臨テ魚ヲ捕ル。亦、人ノ頸ヲ切り足手ヲ不折ヌ日ハ少クゾ有ケル」とされている。ここで登場する漁撈は、狩猟と分離していない上に、同じく殺生として人間に対する暴力とも同一線上に位置する行為であった。

また、「弓箭ヲ以テ朝暮ノ翫トシテ、人ヲ爵シ畜生ヲ殺スヲ以テ業トス。夏ハ河ニ行テ魚ヲ捕リ、秋ハ山ニ交ハリテ鹿ヲ狩ル」といわれた陸奥国の壬生良門という「武キ者」や「朝ニハ山野ニ出デ、鹿・鳥ヲ狩リ、夕ニハ江河ニ臨テ魚・貝ヲ捕ル」といわれた近江国の兵平介という「武キ者」の説話。更には、「亦河共ニ築ヲ令打テ、多ノ魚ヲ捕リ、亦多ノ鷺ヲ飼テ生類ヲ令食メ、亦常ニ海ニ網ヲ令曳、数ノ郎等ヲ山ニ遣、鹿ヲ令狩ル事隙无シ」という著名な源満仲の説話。こうしてみると、『今昔物語集』に登場する漁撈は、決して海民による専門的な漁撈が中心とはいえず、むしろ殺生そのものを生業とする武者による漁撈が目を引くのである。これはあくまで仏教説話上のことであり、殺生の悪行が強調されている故ではあるが、のちの地頭・御家人層や荘官層による漁撈という問題と直接にかかわると考える。

【史料七】

一 御庄内殺生禁断事

右、高野山之庄々之習、以_二殺生禁断_一為_レ先、而兼隆・光家等、動背_二法例_一、狩_二猪鹿_一、害_二魚鳥_一之条、甚以不当也、為_二現世_一、為_二將來_一、罪科難_レ通歟、^⑧

これは、備後国大田御庄の下司兼隆・光家等が莊園領主である金剛峰寺根本大塔長日不断兩界大法供僧等により訴えられた訴訟内容の一部である。地頭・御家人層による漁撈を確認できる事例として貴重である。ここでも「狩_二猪鹿_一、害_二魚鳥_一」とあるように狩獵と漁撈はセットで認識されている。

【史料八】

一 当御庄内新江利間事

右、件江利百姓等者、当下司之時、始令_二□□新儀江利之間_一、已断_二漁網節□□□□□□由_一、訴_二申之_一、下司者、自親父沙弥淨運之時、□□之旨申_レ之、仍阿方申状參差之故、暗依被_二□□_一、去八月廿三日被_二召決_一之日、為_二新江利_一之□分_二明于彼下司之申詞記_一也、

これは、琵琶湖の東部奥嶋に位置した近江国奥嶋庄の下司と百姓等とのエリ漁という定置網漁法をめぐる紛争の判決であるが、ここでも下司奥嶋氏が新規のエリを設けて紛争が発生している。^⑨このように、地頭・御家人層や莊官層の漁撈は広範囲に展開していた。むしろ中世漁撈の基本形の一つとして措定するべきであると考ええる。

次に庄民の漁撈について考えてみたい。取り上げるのは、網野氏が「河海の論理」、すなわち「河海そのものの独自のあり方のうえに立った自由な漁撈の特権として主張する海民的な供祭人の論理」^⑩を主張する際の大きな根拠となった貞永元年（一二三三）の官宣旨案である。この史料は、上賀茂神社の御厨である安曇川御厨に所属する船木北浜の供祭人と近江国比叡庄の庄民吉直との紛争を裁許したものである。

【史料九】

左弁官下

應任嘉応・元曆宣旨、停止比叡社民當時向後濫妨、就賀茂社領当国安曇河御厨漁進、全日別供菜料間事、

右、得彼社司等今月廿六日解狀、備重檢案内、件安曇河御厨者、令漁河海之魚鱗、備進朝夕之御費、所無退転也、寛治聖代被下官符以降、神人五十二人々別引募国領公田三町、以官物并済、折以雜事、所漁進毎日二度之御費、繼踵無絶、如申忠宗朝臣者、依減寄人并神用等之員數、日供忽闕之、社家経奏聞之處、宣下延引之間、国司俄率去畢、仍任天永・永久兩度免狀等、寄人五十二人神田百五十六町、無相違可勤社役之由、忝被宣下畢、大治元年宣旨是也、其後如嘉応宣旨者、依被尋下神事違例、注申子細之刻、安曇河流、上者限滴水、下者迄于河尻、不可有他人希望之由、嚴制重以如此、宜從停止云々、如元曆宣旨狀者、件安曇河御厨漁河流、冬所釣海浦也、停止河上并善積庄及國中樞門勢家庄園妨、可漁進賀茂日別供祭云々、前格嚴制其文明然之間、彼河新古余流南北遠近之江海、一向停止甲乙之濫妨、皆悉被止他人希望畢、仍始木北濱供業人等、可全漁進、是則只以河内被充置供祭料之故、其河縱雖流入何庄公、任宣旨狀、可不漁進日供御費哉、依之或雖有樞門勢家之御領、或雖多山門日吉之庄園、於河漁者、更非其所之成敗、只付流水、併為御厨之成敗者也、但漁築者、專以河尻為本之間、比叡庄中、自年來至今年四月、供祭人等引網致漁之最中也、而自去五月三日始為吉直魚獵、押領彼河尻之間、於其外河上之漁者、雖數万町、更所無用也、又雖有何所之末流、往古供祭人等、尋魚入之便水、所致漁築也、而日吉禰宜大藏權少輔成茂宿禰等奏狀備、件河建保之比、流比叡庄之条、僅十余年也云々、然則其条細雖為建保之比、已十余年之間、供祭人等無異儀、於比叡庄中致漁畢、迄昨今始彼濫妨出来之条、其理可然哉、新儀無道、可備賢察也、吉直違背代々宣旨、打留当社供祭之条、違勅之科尤以不輕之上、當時綸言頒下和尚御坊、又任道理、不可有供祭妨申、御請文及度々畢、雖然吉直更不敍用、弥乘勝企惡行、供祭人等於來臨比叡庄中河邊者、忽及喧嘩、御厨僻事由、可致訴訟之旨結構云々、未曾有之所行、不可說之猛惡也、仍不被召禁吉直者、狼藉更不可斷絶歟、夫公家忝以当社祭祀、專為日本第一之神事、日供即為寛治勅願、豈非朝家無双之礼奠哉、今忽依吉直新儀之濫妨、即擬廢二百余歲之供膳、畜匪社家之愁歎、爭無朝底之僉議哉、彼比叡庄濫妨者、指無一紙勅旨、只今年五月三日、始所巧

出之猛惡也、御厨漁簍者、苟帶代々宣旨、年來於比叡庄中、漁進供祭之条顯然也、是非之至尤在明察、裁報之處、偏仰憲政、凡當御厨在無、只期今度之裁報者也、式教有限之御賢、忽闕御厨之課役者、社家廻何秘計、可致無足弁備哉、不被止吉直之濫妨者、永可闕有例之神菜也、尤依勅裁左右、宜存日供之勤否也、望請天裁、早且任嘉応・元暦宣旨狀、且依近行・友次之例、被召禁吉直之身者、永斷當時向後之牢籠、奉祈万歳千秋之御願者、權中納言藤原朝臣家光宣、奉勅依請者、国宜承知、依宣行之、

貞永元年六月卅日

大史小槻宿禰判

（信盛）
少弁藤原朝臣判

紛争の内容については次節で詳しく取り上げたいが、ここで問題とするのは比叡庄民吉直の漁撈の性格である。このとき比叡庄の領家は、「綸言」を下され請文を提出したとされるのが「和尚御坊」とされていることから（傍線g）、双輪寺であったことが確実で、延暦寺青蓮院門跡領であった。

ところが、これまで全く注目されていないが、上賀茂社に対抗して反論しているのは領家双輪寺でも青蓮院でもなく、「日吉禰宜大藏権少輔成茂宿禰等」であった（傍線e）。また、庄民吉直が供祭人等を実力で排除しただけでなく、「御厨の僻事」として訴訟を企図しようとしている点も見逃せない（傍線h）。つまり、吉直にとっても日吉神社禰宜等にとって、漁撈は全く正当なものと理解されていたのである。とすれば、庄民吉直の漁撈は日吉社の祭祀への魚類の貢納と関わっていたと推測するのが妥当であろう。したがって、この紛争は網野氏が理解したように「土地の論理」と「河海の論理」の対決を示すのではなく、神社祭祀と関わる特権を主張する集団相互の紛争として位置づけ直さなければならない。しかも、網野氏が「河海の論理」と呼ぶ論理の根拠とした「安曇河流、上者限滴水、下者迄于河尻、不可有他人希望」という論理は、実は、嘉応年間（一一六九—七二）の官宣旨の引用として現れている（傍線a）。つまり、御厨が成立した「寛治の聖代」、寛治四年（一一九〇）に初めから特権として付与されたものとは認め難く、それから約八十年後の

嘉応年間に、上賀茂神社側によって、恐らくは初めて主張された論理と考えるべきである。嘉応年間の宣旨は現在残されておらず、その紛争の実態を推測することさえできない。しかし、そうした論理がわざわざ主張されなければならなかったのは、漁業権を主張できる他の経営体や他の集団による漁撈との競合と紛争が具体的に発生したためであり、この論理はむしろそうした競合と紛争を前提としなければ理解できないことは強調しておきたい。

次に、取り上げるのは、琵琶湖西部の堅田浦の鴨社供祭神人等と音羽庄住人等の相論の史料である。

【史料十】

鴨社貢祭人堅田浦神人等謹陳申、

於_レ預所御業事_二者、無_二先例_一上、一法妨知行尅、雖_二件由下知_一□□仕、依_二無_一先例_二之由答申_一、免除畢、何虚言訴哉、
於_二庭地・片地兩網地_一者、往古鴨社網地也、依_レ之海墾_二辨計_一也、而_二庄民網地_一也訴申條難_二量_一神慮、且可_レ垂_二御遠達_一經沙汰、五位椿網地夜中網罟切之由申、斯則御厨網地盜曳故、雖_二自今已後也_一、為_レ停止狼藉、切上処也、但網盜取之由訴申事、以外大虚言也、任_二我意_一如_レ此令言上、各非法第一基也、

網曳乍六箇日貢祭闕如條、件音羽御庄住人等彼片網解去故、懈怠仕処也、

帶_二弓揃_一於_二好_一殺害_二結構惡事_一者、網地盜曳未見実否料隨_二便宜_一少船罷寄計也、金以不_レ可_レ及_二訴者歟_一、

□□前条々事大略以解、但於_二庄等申状_一者、偏忿大虚言次第凡言語未曾有_レ可_レ為_二勝計_一者也、

建久七年二月 日 堅田貢祭神人等^⑬

本稿がここで最も注目したいのは、この相論の本質は「庭地・片地兩網地」がどちらに帰属するかにあり（傍線a）、堅田側は音羽庄住人等の網地、「五位椿網地」（傍線d）の存在自体は否定しておらず、「自由な漁撈」の特権を全く主張していないという点である。また、堅田側が「五位椿網地」の網を盗み取っていないと抗弁していることから音羽庄住人等が網を所持していたことも疑いない（傍線e）。このように、音羽庄住人等と堅田供祭神人等とが対等に相論していた事実は、

琵琶湖漁撈の展開を考える上ばかりではなく、中世漁撈の展開を考える上でも極めて重要であると考ええる。

以上みた事例は、網野氏が述べるような自由漁撈の特権を中心軸とした中世漁撈の理解が、ある特定の集団の一方的な主張のみに基づいた一面的な理解であることを示している。地頭・御家人や荘官層から庄民まで、網野氏が提示する「海民」という概念では捉えられないさまざまな階層、集団による漁撈が競合しつても併存していたのが中世漁撈の特徴であったことをまずはおさえておきたい。そのせめぎあいの場となつたのが水辺エコトーンという環境である。

2 水辺エコトーンの漁撈

では、前章でみた「河原」、「河辺」、「浜際」などと認識されていた水辺エコトーンという環境における漁撈はどのようなものであったのであろうか。

大規模で高度な漁撈 まず、再び史料十の堅田浦の供祭神人等と音羽庄住人等との相論に戻ろう。ここで注目するのは音羽庄住人等の漁撈である。音羽庄住人等は「網」を所有し、「五位椿網地」を占有していた。網地とは、網場のことと考えてよいと思われるが、これは網野氏が指摘する通り、「柵」を立てることによつて堺を限られていた（傍線b）。音羽庄の四至には「東限海」とあり、音羽庄が琵琶湖に面していたことは疑いない^④。とすれば、網地はまさに「柵」が立つ浜際の水辺エコトーンに設けられたと考えてよからう。

この網地の「網緹」を堅田浦神人側が夜中に切つたというのが音羽庄住人等側の訴訟内容で、御厨の網地を盗み曳いたためであると反論していることから堅田浦神人側もこの行為自体は認めたことになる（傍線d）。「網緹」が夜中に切られたという史料の内容だけでは漁撈や漁法の実態を推測することは困難であるが、比較的大規模な地曳網の系統に属することとは想定してよいだろう。

次に、史料九でみた安曇川での比叡庄民吉直の漁撈をみてみよう。対立した上賀茂神社側（以下、御厨側とする）が非難

している比叡庄庄民吉直の行動は次の二点である。

・五月三日に河尻を押領して漁撈を始めたため、河上の漁が数万町にわたってできなくなった（傍線c）

・供祭人等が比叡庄の「河辺」に來臨する際、喧嘩に及び、御厨の僻事であると訴訟を企てようとする（傍線h）

また、この二つに追加して、「件河建保之比、流_レ比叡庄_二之条、僅十余年也」（傍線e）という日吉社側の反論に対して、御厨側が「縦雖_レ為_レ建保之比、已十余年之間、供祭人等無_レ異儀、於_レ比叡庄中_二致_レ漁畢」（傍線f）と再反論している点も重要である。

貞永元年五月三日はグレゴリオ暦に換算すると一二三二年六月一日に相当する。これはアユやウグイが遡上する時期である。^⑤数万町が無用となったと鴨社側が主張していることについて、にわかには事実とすることはできないが、上流域の漁撈を大規模に困難にさせたという比叡庄民吉直の漁撈は、築漁以外は想定しにくい。

しかし、ここで河川が流路を変えて以降、十数年の間は紛争が発生していないことにも目を向けておく必要がある。「雖_レ有何所之末流、往古供祭人等、尋_レ魚入之便水、所_レ致_レ漁築也」（傍線d）という御厨側の漁撈に対して、建保の頃（一二三二—一九）から貞永元年まで十数年紛争が全く発生しなかったのは、日吉社の供祭漁と鴨社の供祭漁とが棲み分けられていたからに違いない。それは漁法の違いによる棲み分けというより、前章でみたような新旧の余流が並走する流動的な水辺エコトーンという環境が棲み分けを可能としていたのではないだろうか。紛争（喧嘩）の場が「河辺」とされていることは、そうしたことを示唆すると考えるのである。

以上、河川や湖沼を中心とした水辺エコトーンでは、網漁や築漁など漁獲量の多い大規模な漁撈が競合しつつも棲み分けていたことをみてきた。しかし、水辺エコトーンの漁撈の特質はそうした大規模な漁撈にのみあるわけでない。

小規模で素朴な漁撈 次に、史料六に戻りたい。先にみた近江国愛智庄の「浜際」は、愛智庄が上下二つに分割される際、上方に比べ下方の田数が少なかったため下庄には組み入れられず、上庄領とされたものとみられる。しかし、傍線部bで

は「於草刈・菅・菰・魚捕之条者、互不可_レ制止」とされ、上庄のみならず下庄の庄民の利用が行われていた。問題はこうした漁撈がどのような漁撈であつたかという点である。

【史料十一】

（藤原）（師能）（重代）（小井豆）（二一寺）（四至）（塙）（工藤）（忠綱）
 ふちはらのもろよしに譲わたす、ちうたい相伝の所領、こゐて・ふたよしのし四さかいのことハ、宮藤右馬大輔子た、つなの譲
 状に見へたり、

（中略）

た、し、かくはし、さかいをわけたりとも、立林は地頭にいはてきりたらハ、ひか事也、一日のうちの木かやをきり、かわらの
 （魚）（捕）（成敗）
 うをなとをとらうとするをは、あなかちせいはいすへからす、

この史料は、信濃国伊奈郡小井豆（こいで）郷の地頭工藤能綱がその子師能に所領を譲渡した建長三年（一二五二）の譲
 状である。傍線部では、「一日のうちの木かやをきり、かわらのうをなとをとらうとするをは、あなかちせいはいすへか
 らす」と述べられている。この「一日のうちの」の一日には、その日のうちという語義があることから、その日その日の
 暮らしのための魚を採捕する行為が河原で行われていたことは明らかである。

ここで注目しておく必要があるのは、これが地頭工藤氏所領の四至内の河原であつた点である。したがって、地頭工藤
 氏は、所領内の成敗権を前提として、それを規制しないことを定めているのである。この史料について井原今朝男氏は、
 「領主の山野支配と百姓らの日常生活に必要な下草、薪、川魚の獲得のための入会とは共存していた」と述べている。^⑦
 かしこれは、「あなかちせいはいすへからす」と述べられているように（傍点橋本）、全面的な共存ではない。私は、この
 史料は地頭工藤氏による河川での漁撈を背景に考えなければ理解できないのではないかと考える。地頭工藤氏の漁撈と抵
 触しない漁撈のみが容認されていたのではなからうか。その意味で規制を除外された対象が河川そのものではなく、河原
 と特定されていることは意味があつたと考えたい。

河辺の漁撈 では、このような「一日のうちの」の漁撈はどんな漁撈であつたのであろうか。この点で参考となると考えたのが、一二五四年成立の『古今著聞集』の説話である。

【史料十二】

三二二 白河院殺生禁斷の時貧僧孝養の爲に魚を捕ふる事

白川院御時、天下殺生禁斷せられければ、國土に魚鳥のたぐひたえにけり。其比まづしかりける僧の、とし老たる母を持たる、ありけり。その母魚なければ物をくはざりけり。たま／＼もとめえたるくひ物もくはずして、や、日數ふるまゝに、老の力いよ／＼よはりて、今はたのむ方なく見えけり。僧かなしみの心深くして、尋もとむれどもえがたし。おもひあまりて、つや／＼魚とるすべもしらねども、みづから川の邊にのぞみて、衣に玉だすきして、魚をうかゞひて、はへといふちいさき魚を一二とりて持たりけり。禁制をもき比なりければ、官人見あひて、からめとりて、院の御所へゐてまいりぬ。先子細をとほる。「殺生禁制世にかくれなし。いかでか其由をしらざらん。いはんや法師のかたちとして、その衣をきながら、此犯をなす事、一かたならぬ科のがる、所なし」と仰合らるゝに、僧涙をながして申やう、「天下に此制をもき事、みなうけたまはる處也。たとひ制なくとも、法師の身にて、此振舞更にあるべきにあらず。但われ年老たる母をもてり。たゞわれ一人のほか、たのめるものなし。よはひたけ身おとろへて、朝夕の喰たやすからず。我又家まづしく財もたねば、心のごとくにやしなふにちからたへず。中にも魚なければ物をくはず。此比天下の制によりて、魚鳥のたぐひ、いよ／＼得がたきによりて、身力すでによはりたり。是をたすけんために、心のをき所なくて、魚とる術もしらざれども、思のあまりに川のはたにのぞめり。罪をおこなはれん事案のうちに侍り。但このとる處の魚、いまはなつともいきがたし。身のいとまをゆりがたくは、この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をすゝめて、心やすくうけ給をきて、いかにもまかりならん」と申す。是をきく人々、涙をながさずといふ事なし。院きこしめして、孝養の志あさからぬを、あはれみ感ぜさせ給て、さまざまの物どもを馬車につみて給はせて、ゆるされにけり。ともしき事あらば、かさねて申べきよしをぞ仰られける。^⑩

白河上皇の激しい殺生禁断政策下、貧しく「魚とるすべ」もしらない僧侶が、老いた母親のために禁断を犯して「川の辺」に出向き（傍線^a）、魚を捕獲して捕らえられたが、孝養の志を認められて許されたというものである。この説話は、『古今著聞集』だけではなく、『十訓抄』（一二五二年成立）、『沙石集』（一二八三年成立）にも収められており、『沙石集』や『十訓抄』では桂川の河辺での話となっている。

ここで『古今著聞集』が、捕獲魚種を鮎や鯉・鮒ではなく、「はへ」としていることには意味があるかもしれない（傍線^b）。ハエ（鮠）とは、オイカワというコイ科の魚類の呼称であるが、^⑧中世には貢納品や贈答品、あるいは商品として確認できない魚種である。単に漁獲技術の問題だけではなく、漁業権が設定されていた桂川での魚種による漁撈の棲み分けを示しているのではないだろうか。^⑨

このように、この説話が指し示していると考えるのは、漁撈とは、貧しく、魚を市場で購入する財もなく、かといって網や釣り針などの生産手段もなく、「魚とる術」つまり漁撈の技能や知識もない、共同体にも属さない僧であつても、「川の辺」に赴くことができばなんとか成り立つ生業であつたということである。白河上皇の強烈な殺生禁断政策下という特殊な状況のなかであつたが故に美談として説話化されただけで、このような小規模で素朴な漁撈は日常のものとして他の漁撈と併存しつつ「河辺」で展開されていたと考える。

小括 以上、中世の水辺エコトーンでの漁撈の実態と特徴を考察した。その結果、「海民」という用語には包摂されない漁撈主体の存在を指摘し、特権を与えられたとされてきた集団による漁撈が必ずしも排他的に貫徹していたわけではなく、様々な階層や集団による異質な漁撈が競合しつつ併存していたことを明らかにした。こうした漁撈のあり方は、前章でみた陸域と水域とが不定期な周期で可逆的に変移するという水辺エコトーンの広がり支えていたと考える。

① 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（前掲はじめに註^⑥）。

② 入間田宜夫「守護・地頭と領主制」（『講座日本歴史3 中世1』東

京大学出版会、一九八四年）など。

③ 例えば、『今昔物語集』巻第十七第二十六には、琵琶湖の海人が登

場する。

- ④ 『今昔物語集』卷第十九第十四。
- ⑤ 『今昔物語集』卷第十四第十。
- ⑥ 『今昔物語集』卷第十七第四十。
- ⑦ 『今昔物語集』卷第十九第四。
- ⑧ 建久元年（一一九〇）十一月日、金剛峯寺大塔供僧申状案、『高野山文書宝簡集』、『鎌倉遺文』一一四九五。
- ⑨ 奥嶋氏については、若林陵一「近江国奥嶋荘の莊園領主と在地社会」（『六軒丁中世史研究』八、二〇〇一年）参照。
- ⑩ 網野善彦「漁撈と海産物の流通」（前掲第一章註①）。
- ⑪ 前掲第一章註⑧貞永元年（一一三三）六月三十日、官宣旨。
- ⑫ 天福二年（一一三四）八月日慈源所領注文、『華頂要略五十五』、『鎌倉遺文』七—四六八七。
- ⑬ 建久七年（一一九六）二月日、堅田供祭神人等陳状写（東京大学史料編纂所蔵謄写本『賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記』を底本として、内閣文庫本と西尾市岩瀬文庫本により対校した）。
- ⑭ 長久三年十二月二十日、寂楽寺宝蔵物紛失状案、『高野山文書』一四

三 水辺の漁撈の位置——飢饉と市場——

本章では、前章で確認した水辺エコトーンでの漁撈が、生業の全体的な構造のなかではどのように位置づけることができるか、その見通しを述べておきたい。

飢饉と生業 最初に、確認したいのは、環境史を考える手がかりとして気候変動との関わりで説明されることの多い飢饉と生業全般との関係である。^①

【史料十三】

安遺文」一〇—補一六六。

- ⑮ 安曇川の漁については、さしあたり近藤雅樹「漁具・漁法」（『湖西の漁撈習俗——琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』滋賀県教育委員会、一九八二年）を参照されたい。また、この点については、秋山廣光氏のご教示を得た。
- ⑯ 建長三年（一一五二）二月五日、「工藤家文書」、『鎌倉遺文』一〇—七二七二。
- ⑰ 井原今朝男『中世寺院と民衆』（臨川書店、二〇〇四年）。
- ⑱ 『古今著聞集』三二二。
- ⑲ 滋賀県立琵琶湖文化館編『湖国びわ湖の魚たち』（第一法規出版株式会社、一九七五年）など。
- ⑳ この点については、琵琶湖博物館総合研究「東アジアの中の琵琶湖——コイ科魚類の展開を軸とした環境史に関する研究」の成果を参照した。
- ㉑ 桂川の漁撈については、網野善彦「鵜飼と桂女」（『日本中世非農業民と天皇』（前掲はじめに註⑥、初出は一九七三年）。

一、田作ニマサル重イ手ハナシ。鍛冶屋ハ飢年ニ釜・鉈・古金ヲヤス／＼ト売ルヲ買留メ、鋤・鍬・鎌・鉈ニシテ、有得ナル人ニ売ルゾ。鎌ハ月々ニ使ヒ失ウテ流行ルゾ。又桶師ハ年々ニ桶ノ側腐リテ、年辛ケレドモ、流行ライデハ叶ハヌモノゾ。又研屋モ、年辛ケレバ、ヨキ刀ヲヤス／＼ト売ルヲ仕置シ、有得ナル人ニ売ルゾ。又番匠モ年ノ辛イ時、有得ノ人造作ヲ流行ラスル。万ノモノヲ詠ユルハ、分限者ナリ。又塩・瓜・米・豆・麦ナドヲ売ル人、万ノ果物、餅・粽・団子・焼餅、万食物ヲシテ売ルモノハ、悲シキ年、餓エ死ナヌモノゾヤ。万商物モ、極那ニ、徳人ヲ持ツハヨキ便リナリ。

一、紺屋・具足屋・糸屋・白銀師、十人連ノ仕手ナラバ、コレヲハ飢年ニ大事ノ職ゾヤ。餓エ死ヌベシ。^②

この史料は、近江国堅田の真宗寺院、本福寺の住持明誓が十六世紀前半に記した跡書の一節である。まず、「田作」、農業の苦しさを指摘した上で、鍛冶屋、桶師、研屋、番匠という手工業者の生業としての飢饉時の有利さを述べているのであるが、その手法とは、例えば鍛冶屋は飢年に釜、鉈、古金を経営が破綻した人々から廉価で買取り、鋤、鍬、鎌、鉈にして有徳人に売買して利益を得るというものである（傍線a）。ここで重要なことは、気候変動が原因で農業経営が破壊されたとしても、むしろそれゆえに、有利に働く生業が存在し、富の偏在は加速することである。この点で、「飢饉の問題は、基本的には社会システムに関わる部分が大きい」とする原田信男氏の指摘は正しいものと考えられる。^③ 一方で塩・瓜・米・豆・麦など食料品全般を売買するものも飢饉の際には餓死するとするが（傍線b）、こうした飢饉に応じた経済の動向の中で、淡水魚類、すなわち水辺エコトーンの漁撈という生業はどのような位置にあつたのであろうか。

飢饉と漁撈

【史料十四】

一 止ニ山野江海煩ニ可助ニ浪人身命ニ事、

諸国飢饉之間、遠近僉僚之輩、或入ニ山野、取ニ薯蓣・野菜、或臨ニ江海、求ニ魚鱗・海藻、以ニ如此業、支ニ活計之處、在所之地頭、堅令ニ禁遏ニ云々、早止ニ地頭制止、可助ニ浪人身命ニ也、但寄ニ事於此制符、不可有ニ過分之儀、存此旨、可致ニ沙汰ニ之状、依

仰執達如件、

正嘉三年二月九日

武蔵守判

相模守判

駿河守殿④

この史料は、著名な正嘉の飢饉に際する鎌倉幕府の追加法である。ここでみる対立の構図、すなわち規制をする「在所之地頭」と江海に臨んで魚類を採捕する「侘僚之輩」という対立の構図は、前章でみた地頭工藤氏と河原の魚をとる人々という構図と変わらない。したがって、ここでも「在所之地頭」による「禁遏」とは、地頭の漁撈を前提とするものと考えたい。また、生命を助ける活計のためのこの漁撈は、「一日のうち」の漁撈であって、史料上は「江海」での漁撈とされているが、信濃国小井戸郷の事例でみたように、実際は河原など水辺エコトーンでの漁撈であつたのではなからうか。しかし、飢饉と漁撈との関係を捉えるためには、単に「一日のうち」の漁撈の存在を指摘するだけでは不十分であると考ええる。

【史料十五】

日本国数年の間、打続(飢遏)きけかちゆきて、衣食(絶)たへ、畜るひをは食いつくし、結句人をくらう者出来して、或は死人、或は小兒、或は病人等の肉を裂取て、魚鹿等に加へて売しかは、人是を買くへり、^⑤

これは建治四年（一二七八）の日蓮の書状の一節で、人肉を売買して食したというショッキングな内容が注目される史料であるが、本稿においては、飢饉のなかで「魚鹿等」、すなわち魚鳥や猪鹿が市場で売買されていたことに注目したい。むしろ飢饉であればあるほど、魚鳥や猪鹿は市場価値の高い重要な商品となつたのではなからうか。

【史料十六】

今日本國亦復如是、真言師・禪宗・持斎等人を食する者、國中に充満せり、是偏に真言の邪法より事起れり、竜象房か人を食し

は、万か一躍たる也、彼に習て人の肉を或は猪鹿に交へ、或は魚鳥に切雑へ、或はたき加へ、或はすしとして売る、食する者不知^⑥数、

これも弘安三年（二二八〇）の日蓮書状の一節である。竜象房は日蓮のグループの法敵であり、人を食うという他宗派に対する激しい非難は、宗派間の対立の構図のなかで理解しなければならない史料であるが、ここでも強調したいのは、「食する者不知^⑥数」といわれているような魚鳥に対する需要の高さである。こうした魚鳥や猪鹿の売買の背後には当然狩猟と漁撈が存在していたのであるが、それは誰が支えたものであろうか。

漁撈と市場

【史料十七】

廿六日甲辰 晴、生魚交易可^レ停止之由、仰^ニ太神宮并賀茂上下・住吉等社了、

殺生禁断事、宣下先了、而於^ニ諸社供祭者、非^ニ制限之由、所^レ被^レ載^ニ宣旨也、因^ニ茲、漁人等号^ニ供祭、於^ニ辺土有^ニ売買之聞、所行之企、太不^レ可^レ然、固守^ニ嚴制之旨、可^レ停^ニ交易儀之由、不日可^レ召^ニ進請文、此上令^ニ違犯者、仰^ニ使庁、任^ニ法、可^レ弱^ニ取其身由、所^レ有^ニ御下知也、以此旨、念^ニ可^レ被^ニ仰^ニ定世朝臣者、依^ニ院宣、執達如^ニ件、

四月廿六日

治部少輔兼仲

大夫史殿^⑧

この史料は、弘安七年（二二八四）に朝廷より出された生魚交易の停止令である。王権によって強力に推し進められた殺生禁断により、神社の供御のため以外の漁撈は禁止されていたのであるが、傍線部に明らかなように、実態として王権が見逃しえない程に、首都京都から離れた「辺土」の市場で魚介類は売買されていた。この売買は、あくまで伊勢、賀茂、住吉など大寺社に帰属して供御をする「漁人」の、おそらく大規模な漁撈の事例である。しかし、市場を前提とした漁撈は、大規模な漁撈だけであつたといえるであろうか。

【史料十八】

或催寺内之百姓等、取鴉狩狸殺狼落之鹿、於別当坊食之、或入毒物於仏前之池、殺若干魚類、出村里売之、見聞之人莫不驚耳目、^①

これは、駿河国富士下方滝泉寺の院主代平左近入道行智と日蓮の弟子である大衆越後房日弁、下野房日秀等との弘安二年（一二七九）の相論における日弁等側の陳状の一節である。「熱源法難」と呼ばれるこの相論の根底には法華経以外の經典を認めるか否かという宗派的な対立があった。そして行智の行為を非難するなかに、この狩猟と漁撈の部分が含まれている。ここで注目したいのは、行智が寺内の池において毒物を用いて殺した「若干魚類」を「村里」で売買している指摘されている点である。これは紛争の一方当事者の史料であり、そのまま事実として確定することはできない。しかし、村落での魚類売買が一方の主張として成り立つためには、村落市場の成立が前提となる。この裁判における主張が事実であれ、偽りであれ、村落での小規模な魚類売買は広範に存在していたと考えたい。とすれば、大規模な漁撈のみでなく、水辺エコトーンでの小規模で素朴な漁撈もまた市場を前提としていた可能性が否定できなくなるのではないだろうか。

小括 以上、本章では簡単ではあるが、飢饉時の生業と市場との関係を出発点に、水辺エコトーンの漁撈と市場との関係について見通しを述べた。漁撈が市場を前提としていたことは明らかであるが、水辺エコトーンでの小規模で素朴な漁撈であっても市場を前提としていたと考えておく必要がある、鍛冶屋などの手工業生産と同じように飢饉にあたっては重要性を増す生業であったといえるのではないかと考えている。

① 磯貝富士男『中世の農業と気候 水田二毛作の展開―』（吉川弘文館、二〇〇二年）など。

② 『本福寺跡書』（蓮如 一向一揆 岩波書店、一九七二年）。

③ 原田信男『中世の気候変動と災害・飢饉』（『東北学』八、二〇〇三年）。

④ 正嘉三年（一二五九）二月九日、関東御教書案、『新目録』、『鎌倉遺文』一一八三四六。

⑤ 建治四年（一二七八）二月十三日、日蓮書状、『日蓮聖人遺文』、『鎌倉遺文』一七一二九八三。

⑥ 弘安三年（一二八〇）正月二十七日、日蓮書状、『日蓮聖人遺文』、

『鎌倉遺文』一八一—一三八四七。

⑦ 建治三年（一二七七）六月二十五日、四条頼基陳状、「日蓮聖人遺

文」、『鎌倉遺文』一七一—一二七六四。

⑧ 『兼仲卿記』弘安七年四月廿六日条。

⑨ 弘安二年（一二七九）十月日、瀧泉寺大衆申状、「日蓮聖人遺文」、

『鎌倉遺文』一八一—一三七五五。

むすびに

本稿では、陸域と水域とが不定期な周期で可逆的に変移する水辺エコトーンという環境に着目し、そうした環境を前提とした生業の一つとしての漁撈の実態をできるだけ史料にこだわって明らかにしようとした。その結果、まず、水辺エコトーンは、河川の流動や湖沼の水位変動をうけて広範な広がりをみせており、「河原」「河辺」「浜際」などとして史料上に登場することを確認した。領域型荘園は、水辺エコトーンという環境を組み込まなければ成り立ち得ないのであって、河川が公領（国衙領）として主張される事例があることをもって直ちにこうした環境すべてを神仏の支配する「無所有」の「無縁の場」とするとはできないことを主張したい。

次に、水辺エコトーンでの漁撈の実態に迫り、網野氏が強調する海民集団による「自由な通行と漁撈の特権」は貫徹していないこと、地頭・御家人層や荘官層から荘園の住人等まで、また、大規模で高度な漁撈から小規模で素朴な「一日のうち」の漁撈まで、様々な階層、集団の異質な漁撈が競合しつつ併存していたことを明らかにした。様々な主体によるこうした異質な漁撈の棲み分けは、水辺エコトーンという環境の特質によって支えられていた可能性が高いと考える。

そして最後に、飢饉という状況のもとでも魚類が売買されていたことに注目した。水辺エコトーンでの漁撈も、小規模であっても市場と結びついていた可能性はある。漁撈は、飢饉という状況下ではかえって重要性が増す生業であった可能性が高く、市場と関わる水辺エコトーンでの漁撈は慢性的な飢饉状態という中世の時代背景の中では生業の複合的構造を支える重要な核であったと考える。

以上の考察により、網野氏の海民論、漁業史研究が、「海民」の一方的主張の過大な依拠による偏った議論であったことが明らかとなった。「一日のうち」の漁撈は、琵琶湖地域では現在でも営まれている。それはオカストリと呼ばれているものであるが、こうした複合して営まれている生業の一環としての漁撈を、琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査に加わりながら網野氏は重視しようとはしなかった。^②私はかつて、「琵琶湖総合開発の進行に伴って諸分野の研究が飛躍的に進展していくなかで、残存記録資料の分析に偏り、魚の生態や生息環境とそれに応じた漁獲技術までも捉える視点を持たなかった歴史学は、網野氏でさえも「漁業史」研究の延長線上にとどまり、考古学、民俗学、社会学と視野を共有する歴史像を描くまでにはいたらなかった」と述べたことがあったが、現在では逆に、網野氏であったが故に視野の共有がでなかったのではないかと考えるまでに至っている。それは網野氏が、「自然そのものの「論理」を強調しながら、「海民」の一方的主張に依拠するのみで実際には自然そのものを捉えようとする視点をもたなかったことに一因があったのではないだろうか。

では、広範な水辺エコトーンという環境の本質、そこにおける「自然そのものの「論理」」とはどのようなものであるか。最後に、生業論を動態的な議論に深化させていく展望を簡単に述べて終りにしたい。

本稿が注目した「河辺」、「河原」そして「浜際」という環境は、いずれも常時ではなく、一定度周期的に「水の難」（水害）をこうむる環境である。史料五の『今昔物語集』では、大洪水が二十年後に発生したことになっており（傍線り）、表1の山城国上野庄では十四年に六回、備前国南北条村では三十四年に四回、いずれも定期的に「河成」が認定されていた。今回は取り上げることができなかったが、漁撈でも定期的に「不漁」という問題が発生するように、自然と向き合う生業は、長期的な変遷にももちろん影響されるが、一方で自然の周期的変化による影響をうけ、その不定期的な周期性を前提に生業を複合的に組み立てることとなる。

例えば、饗庭昌威氏によれば、琵琶湖北部の現在の高島市に位置する鴨川右岸は、低湿地のため琵琶湖の増水により

「三年に一回しかお米が取れない土地」であったという^④。この「三年に一回」というのは勿論科学的な統計によるものではなく、そこに暮らす人々の感覚的なものである。また、小熊孝氏によれば、移化帯と呼ばれる扇状地帯を流れ出た地域の河川における河原は、畑や水田として利用可能であるが、それは、「洪水時に収穫皆無となることは覚悟の上」であったという^⑤。

このような自然の周期的変化を前提とした生業の展開のあり方は歴史学の従来の単線的な時間軸のみではとらえられず、これまでは歴史的に位置づける視角をもたなかったのではないだろうか。しかし、水辺エコトーンの「環境と生業」との歴史的関わりの解明という視点に立とうとすると、自然の周期性は今後の重要な論点となるのではないかと考える。

自然の周期性については近年急速に研究が進みつつある^⑥。このことをいま全面的に議論する用意はないが、重要なことは、自然の変化はスケールの大きく異なる時間軸が輻輳して起こっており、単一の時間軸だけでは捉えることができないということである。こうした地球科学による成果は、歴史学の単線的な時間軸を相対化することになるのではないだろうか。単線的な発展史を描いてきた戦後歴史学の危機的状況に際して、自然諸科学との学際的な協業が避けて通れないことを主張して粗雑な論考を終えたい。

① オカズトリについては、安室知「低湿地の稲作民における生業複合」（『水田をめぐる民俗学的研究——日本稲作の展開と構造——』前掲はじめに註⑤）参照。

② 網野氏による琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査の成果は以下の通りまとめられている。「菅浦の成立と変遷」（報告書Ⅰ、一九七九年）、「びわ湖をめぐる堅田のうつりかわり」（報告書Ⅱ、一九八〇年）、「船木北浜の特権と築漁の盛衰」（報告書Ⅳ、一九八二年）、「ムラの歴史——筑摩御厨と磯村の変遷を中心として——」（報告書Ⅴ、一九八三年）。

③ 橋本道範「中世における琵琶湖漁撈の実態とその歴史的意義——湖

辺エコトーンの漁撈を中心に——」（前掲第一章註③）。

④ 饗庭昌威「湖中の道と三矢千軒」（『近江』三、一九七三年）。

⑤ 大熊孝「増補 洪水と治水の河川史」（平凡社、二〇〇七年）。

⑥ 小泉格「地球環境と文明の周期性」（『講座 文明と環境 第1巻』朝倉書店、一九九五年）など。

付記 本研究は、科研費（一九五二〇五九四）および（一八三二〇一一

〇）の助成を受けたものである。また、総合地球環境学研究所および滋賀県立琵琶湖博物館の研究費も併せて使用した。なお、英文要旨作成にあたり、Mark J. Grier氏の助言を得た。

The Shoreline Environment and Livelihood in Medieval Japan, from the Standpoint of Fishing in Lakes and Rivers

by

HASHIMOTO Michinori

In order to consider the livelihood of people in the Japanese archipelago in medieval times, it is necessary for us to turn our attention to the shoreline ecotone, a varying and reversible environment that shifts between wet and dry. Scholars of the history of fishing have not taken note of this matter as such, but the shoreline ecotone extended around the borders of lakes and marshes with fluctuating water levels and along the banks of rivers whose waters would flow at will and frequently flood. Medieval people referred to this shoreline ecotone by several names, such as KAWARA (riverbeds), KAWABE (riversides), and HAMAGIWA (beachfronts and shores). The special right of the “people of the sea” to fish, Amino Yoshihiko has argued, was not an exclusive one. Various classes of people, from the ranks of estate stewards and officials down to ordinary residents of the estates, conducted a variety of types of fishing both in competition and coexistence with each other. We must pay particular attention to “fishing for one-day’s sustenance” in KAWARA (riverbeds) and KAWABE (riversides), i.e., small-scale subsistence fishing that was carried out day in and day out. This kind of fishing in the shoreline ecotone was linked to the market. Amidst the chronic state of famine, fish were sold, and it is possible that small-scale, simple fishing was a prerequisite for the market.